

旧		新																																										
ページ	内容	内容																																										
4	○水防法第 15 条第 1 項の内容の「指定があつたとき」を「指定があったとき」へ修正。 ■水防責任とその内容 <table><tr><th>責任者</th><th>事 項</th><th>内 容</th><th>水防法</th></tr><tr><td>市</td><td>市の水防責任</td><td>○市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。</td><td>第 3 条</td></tr><tr><td rowspan="2">市 防 災 会 議</td><td rowspan="2">浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止のための措置</td><td>○市防災会議は、浸水想定区域の指定があつたときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 1. 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法 2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 3. 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</td><td>第 1 5 条 第 1 項</td></tr><tr><td>○市防災会議は、前項第 3 号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</td><td>第 1 5 条 第 2 項</td></tr><tr><td rowspan="2">市 長</td><td>水位の通報及び公表</td><td>○県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。</td><td>第 1 2 条 第 1 項</td></tr><tr><td>浸水想定区域における避難確保、浸水防止のための措置</td><td>○浸水想定区域について、市地域防災計画において定められた第 1 項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</td><td>第 1 5 条 第 3 項</td></tr></table>	責任者	事 項	内 容	水防法	市	市の水防責任	○市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。	第 3 条	市 防 災 会 議	浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止のための措置	○市防災会議は、浸水想定区域の指定があつたときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 1. 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法 2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 3. 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	第 1 5 条 第 1 項	○市防災会議は、前項第 3 号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	第 1 5 条 第 2 項	市 長	水位の通報及び公表	○県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。	第 1 2 条 第 1 項	浸水想定区域における避難確保、浸水防止のための措置	○浸水想定区域について、市地域防災計画において定められた第 1 項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。	第 1 5 条 第 3 項	■水防責任とその内容 <table><tr><th>責任者</th><th>事 項</th><th>内 容</th><th>水防法</th></tr><tr><td>市</td><td>市の水防責任</td><td>○市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。</td><td>第 3 条</td></tr><tr><td rowspan="2">市 防 災 会 議</td><td rowspan="2">浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止のための措置</td><td>○市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 1. 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法 2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 3. 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</td><td>第 1 5 条 第 1 項</td></tr><tr><td>○市防災会議は、前項第 3 号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</td><td>第 1 5 条 第 2 項</td></tr><tr><td rowspan="2">市 長</td><td>水位の通報及び公表</td><td>○県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。</td><td>第 1 2 条 第 1 項</td></tr><tr><td>浸水想定区域における避難確保、浸水防止のための措置</td><td>○浸水想定区域について、市地域防災計画において定められた第 1 項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</td><td>第 1 5 条 第 3 項</td></tr></table>	責任者	事 項	内 容	水防法	市	市の水防責任	○市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。	第 3 条	市 防 災 会 議	浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止のための措置	○市防災会議は、浸水想定区域の 指定があったとき は、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 1. 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法 2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 3. 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	第 1 5 条 第 1 項	○市防災会議は、前項第 3 号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	第 1 5 条 第 2 項	市 長	水位の通報及び公表	○県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。	第 1 2 条 第 1 項	浸水想定区域における避難確保、浸水防止のための措置	○浸水想定区域について、市地域防災計画において定められた第 1 項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。	第 1 5 条 第 3 項
責任者	事 項	内 容	水防法																																									
市	市の水防責任	○市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。	第 3 条																																									
市 防 災 会 議	浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止のための措置	○市防災会議は、浸水想定区域の指定があつたときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 1. 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法 2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 3. 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	第 1 5 条 第 1 項																																									
		○市防災会議は、前項第 3 号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	第 1 5 条 第 2 項																																									
市 長	水位の通報及び公表	○県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。	第 1 2 条 第 1 項																																									
	浸水想定区域における避難確保、浸水防止のための措置	○浸水想定区域について、市地域防災計画において定められた第 1 項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。	第 1 5 条 第 3 項																																									
責任者	事 項	内 容	水防法																																									
市	市の水防責任	○市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。	第 3 条																																									
市 防 災 会 議	浸水想定区域における避難の確保及び浸水の防止のための措置	○市防災会議は、浸水想定区域の 指定があったとき は、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 1. 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法 2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 3. 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	第 1 5 条 第 1 項																																									
		○市防災会議は、前項第 3 号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	第 1 5 条 第 2 項																																									
市 長	水位の通報及び公表	○県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。	第 1 2 条 第 1 項																																									
	浸水想定区域における避難確保、浸水防止のための措置	○浸水想定区域について、市地域防災計画において定められた第 1 項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。	第 1 5 条 第 3 項																																									

○本部員および対策班名(班長)より総務部理事を削除し、平常時課室等に新設小学校準備室を追加。

■福津市水防本部組織図（令和6年4月1日現在）

福 津 市 水 防 本 部		対策班名(班長)	平常時部局	平常時課室等	所在
本部会議	本部長	市 長	総務班 (総務部長) (議会議務局長) (経営企画部長) (総務部理事)	総務課	
	副本部長	副市長		人事秘書課	
	本部長付	教育長		管財課	
		消防団長		防災安全課	
	本部員※	総務部長	経営企画部	経営戦略課	
		(本部統括部長)		財政調整課	
		都市整備部長		情報化推進課	
		(本部統括部長付)	議会議務局	議事課	
		議会議務局長		会計課	
		経営企画部長	市民生活部	監査事務局	
		市民生活部長		市民課	
		健康福祉部長		保険年金医療課	
		経済産業部長		人権政策課	
		教育部長		男女共同参画推進室	
		こども家庭部長	健康福祉部	税務課	
		市民共働部長		収納課	
		総務部理事		福祉課	
		防災安全課長	健康福祉部	高齢者サービス課	
				いきいき健康課	
				こども家庭部	
	本部連絡員※	本部長が定めるもの	こども家庭部	こども課	
				子育て世代包括支援課	
	生活環境班 (市民共働部長) (経済産業部長)	市民共働部	市民共働部	うみがめ課	
				地域コミュニティ課	
			経済産業部	農林水産課	
				観光振興課	
	建設班 (都市整備部長)	都市整備部	都市整備部	商工振興課	
				農業委員会事務局	
	上下水道班 (都市整備部長)	都市整備部	都市整備部	建設課	
				都市計画課	
	文教班 (教育部長)	教育部	教育部	下水道課	
				教育総務課	
				学校教育課	
				郷育推進課	
	水防団 (消防団長)	消防団	消防団	文化財課	
				消防団本部	他
				消防団分団	他
			宗像地区事務組合		他

※印は、水防警戒本部員

■福津市水防本部組織図（令和7年4月1日現在）

福 津 市 水 防 本 部		対策班名(班長)	平常時部局	平常時課室等	所在
本部会議	本部長	市 長	総務班 (総務部長) (議会議務局長) (経営企画部長)	総務課	
	副本部長	副市長		人事秘書課	
	本部長付	教育長		管財課	
		消防団長		防災安全課	
	本部員※	総務部長	経営企画部	経営戦略課	
		(本部統括部長)		財政調整課	
		都市整備部長		情報化推進課	
		(本部統括部長付)	議会議務局	議事課	
		議会議務局長		会計課	
		経営企画部長	市民生活部	監査事務局	
		市民生活部長		市民課	
		健康福祉部長		保険年金医療課	
		経済産業部長		人権政策課	
		教育部長		男女共同参画推進室	
		こども家庭部長	健康福祉部	税務課	
		市民共働部長		収納課	
		防災安全課長		福祉課	
	保健福祉班 (健康福祉部長) (こども家庭部長)	健康福祉部	健康福祉部	高齢者サービス課	
				いきいき健康課	
			こども家庭部	こども課	
	本部連絡員※	本部長が定めるもの	こども家庭部	子育て世代包括支援課	
	生活環境班 (市民共働部長) (経済産業部長)	市民共働部	市民共働部	うみがめ課	
				地域コミュニティ課	
			経済産業部	農林水産課	
				観光振興課	
	建設班 (都市整備部長)	都市整備部	都市整備部	商工振興課	
				農業委員会事務局	
	上下水道班 (都市整備部長)	都市整備部	都市整備部	建設課	
				都市計画課	
	文教班 (教育部長)	教育部	教育部	下水道課	
				教育総務課	
				学校教育課	
				郷育推進課	
	水防団 (消防団長)	消防団	消防団	文化財課	
				消防団本部	他
				消防団分団	他
			宗像地区事務組合		他
				新設小学校準備室	

※印は、水防警戒本部員

12

○協議事項内の「避難勧告等」を「避難指示等」へ修正。

○「避難勧告・指示(緊急)」を「高齢者等避難・避難指示」へ修正。

15

○種別 テレメーターを削除し、河川名・観測所・所在地の名称を修正。

■河川水位と避難基準

河川名	観測所	種別	所在地	水位			
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
西郷	四角	テレメーター	福津市四角	1.62	2.38	2.54	2.66
○避難基準 ▽高齢者等避難: 氾濫注意水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき ▽避 難 指 示 : 避難判断水位に達し、さらに上昇の見込みがあり、 堤防の決壊や氾濫発生のおそれがあるとき							

26

○「避難の勧告・指示(緊急)の方法及び伝達事項」を「避難指示の方法及び伝達事項」へ修正。

「避難の準備情報・勧告・指示の理由」を「高齢者等避難・指示の理由」へ修正。

■避難の勧告・指示（緊急）の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班及び関係各班	市防災行政無線、広報車、消防団等
	各施設管理者、 自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○ 避難対象地域 ○ 避難の準備情報・勧告・指示の理由 ○ 避難先 ○ 注意事項(戸締まり、携行品)等 ○ 避難経路	

■河川水位と避難基準

河川名	観測所	所在地	水位			
			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
西郷川	四角橋	福津市日蔭野	1.62	2.38	2.54	2.66
○避難基準 ▽高齢者等避難: 氾濫注意水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき ▽避 難 指 示 : 避難判断水位に達し、さらに上昇の見込みがあり、 堤防の決壊や氾濫発生のおそれがあるとき						

■避難指示の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班及び関係各班	市防災行政無線、広報車、消防団等
	各施設管理者、 自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○ 避難対象地域 ○ <u>高齢者等避難・避難指示の理由</u> ○ 避難先 ○ 注意事項(戸締まり、携行品)等 ○ 避難経路	

34

○「指定緊急避難場所及びその他の指定避難所」を「指定一般避難所等」へ修正。

○収容人数と「福津市文化会館」および「あんずの里林業体験実習館」の名称の修正。

○「指定避難所」を「指定一般避難所」へ変更。

○「注 3) 収容可能人員（人）=利用可能面積÷3.0 m²」を「注 3) 収容可能人員（人）=利用可能面積÷3.5 m²」へ修正。

別表 2 指定緊急避難場所及びその他の指定避難所

令和 6 年 6 月現在

施 設 名	所在地	床面積 (m ²)	収容可能 人員(人)	電話番号 0940
(学校関係)				
勝浦小学校	勝浦 2255	446	148	52-0364
上西郷小学校	内殿 591-4	783	261	42-0258
神興小学校	東福間 6 丁目 4-1	704	234	42-0685
神興東小学校	津丸 950	840	280	43-0775
津屋崎小学校	津屋崎 8 丁目 4-1	878	292	52-0075
福間小学校	西福間 2 丁目 4-1	965	321	42-0073
福間南小学校	日蔭野 4 丁目 11-2	810	270	43-0778
津屋崎中学校	津屋崎 1 丁目 5-16	1,280	426	52-0056
福間中学校	花見が丘 2 丁目 10-1	1,050	350	42-1124
福間東中学校	津丸 663	952	317	43-0770
県立光陵高等学校	光陽台 5 丁目	891	297	43-5301
県立水産高等学校	津屋崎 4 丁目 46-14	1,335	445	52-0158
(公共施設等)				
福津市文化会館	津屋崎 1 丁目 7-2	914	304	52-3321
福津市中央公民館	手光 2222	1,379	459	43-2100
宮司コミュニティセンター	宮司浜 2 丁目 15-1	597	199	52-5901
福間体育センター	西福間 2 丁目 9-1	932	310	43-4000
津屋崎体育センター	津屋崎 1 丁目 5-1	790	263	52-2684
福津市立図書館	中央 1 丁目 1-2	378	126	42-8000
健康福祉総合センター「ふくとぴあ」	手光南 2 丁目 1-1	1,880	626	34-3353
あんずの里農林業体験実習館	勝浦 1667-1	332	110	52-5995
勝浦郷づくり交流センター	勝浦 2274-1	71	23	52-2217
津屋崎郷づくり交流センター	津屋崎 1 丁目 7-2	174	58	52-1553
神興郷づくり交流センター	東福間 6 丁目 4-1	101	33	43-0621
上西郷郷づくり交流センター	内殿 591-15	153	51	72-5093

別表 2 指定一般避難所等

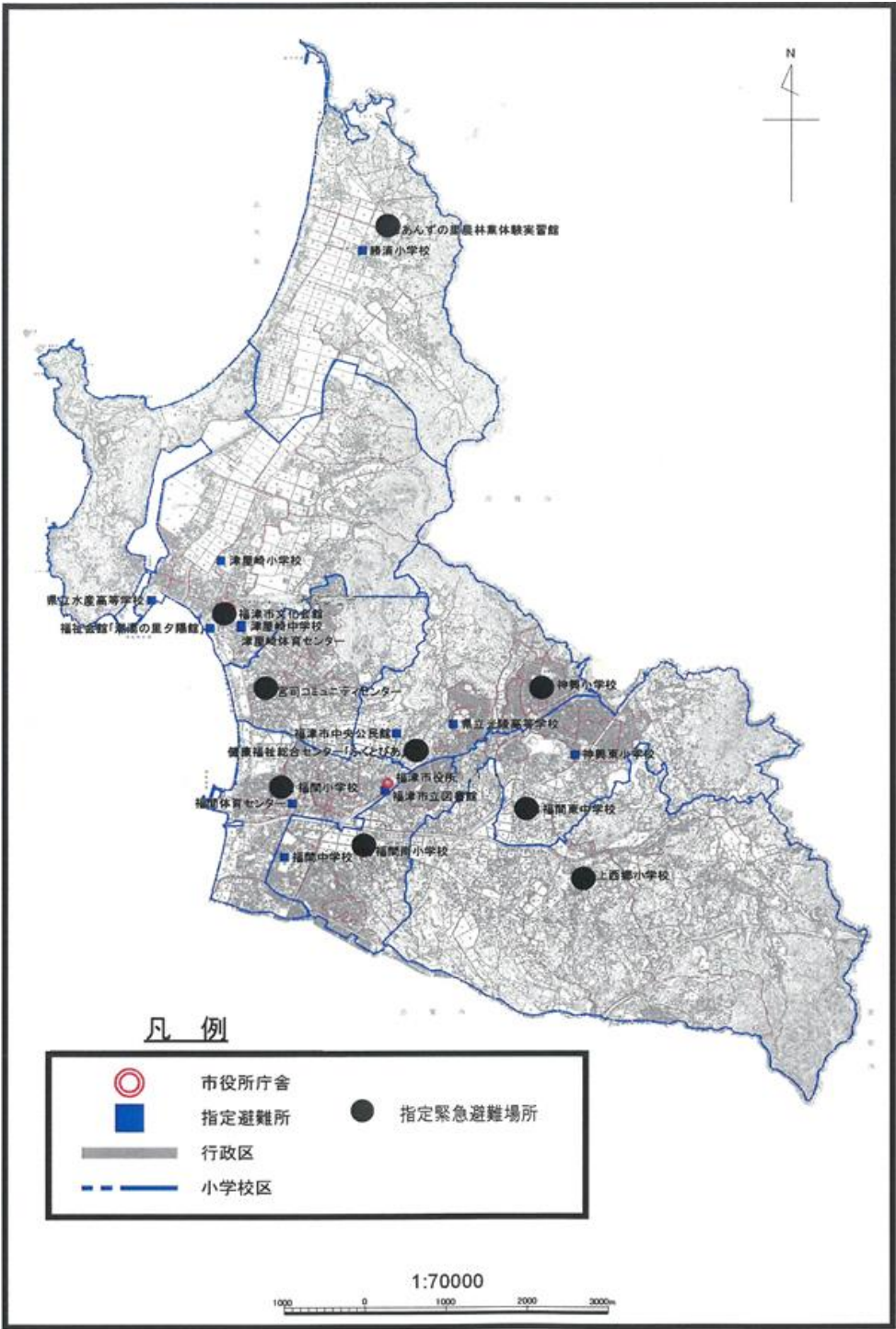
令和 7 年 5 月現在

施 設 名	所在地	床面積 (m ²)	収容可能 人員(人)	電話番号 0940
(学校関係)				
勝浦小学校	勝浦 2255	446	127	52-0364
上西郷小学校	内殿 591-4	783	223	42-0258
神興小学校	東福間 6 丁目 4-1	704	201	42-0685
神興東小学校	津丸 950	840	240	43-0775
津屋崎小学校	津屋崎 8 丁目 4-1	878	250	52-0075
福間小学校	西福間 2 丁目 4-1	965	275	42-0073
福間南小学校	日蔭野 4 丁目 11-2	810	231	43-0778
津屋崎中学校	津屋崎 1 丁目 5-16	1,280	365	52-0056
福間中学校	花見が丘 2 丁目 10-1	1,050	300	42-1124
福間東中学校	津丸 663	952	272	43-0770
県立光陵高等学校	光陽台 5 丁目	891	254	43-5301
県立水産高等学校	津屋崎 4 丁目 46-14	1,335	381	52-0158
(公共施設等)				
福津市複合文化センター	津屋崎 1 丁目 7-2	914	261	52-3321
文化会館「カメラアホール」	津屋崎 1 丁目 7-2	914	261	52-3321
福津市中央公民館	手光 2222	1,379	394	43-2100
宮司コミュニティセンター	宮司浜 2 丁目 15-1	597	170	52-5901
福間体育センター	西福間 2 丁目 9-1	932	266	43-4000
津屋崎体育センター	津屋崎 1 丁目 5-1	790	225	52-2684
福津市立図書館	中央 1 丁目 1-2	378	108	42-8000
健康福祉総合センター「ふくとぴあ」	手光南 2 丁目 1-1	1,880	537	34-3351
農林漁業体験実習館「あんずの里」	勝浦 1667-1	332	94	52-5995
勝浦郷づくり交流センター	勝浦 2274-1	71	20	52-2217
津屋崎郷づくり交流センター	津屋崎 1 丁目 7-2	174	49	52-1553
神興郷づくり交流センター	東福間 6 丁目 4-1	101	28	43-0621

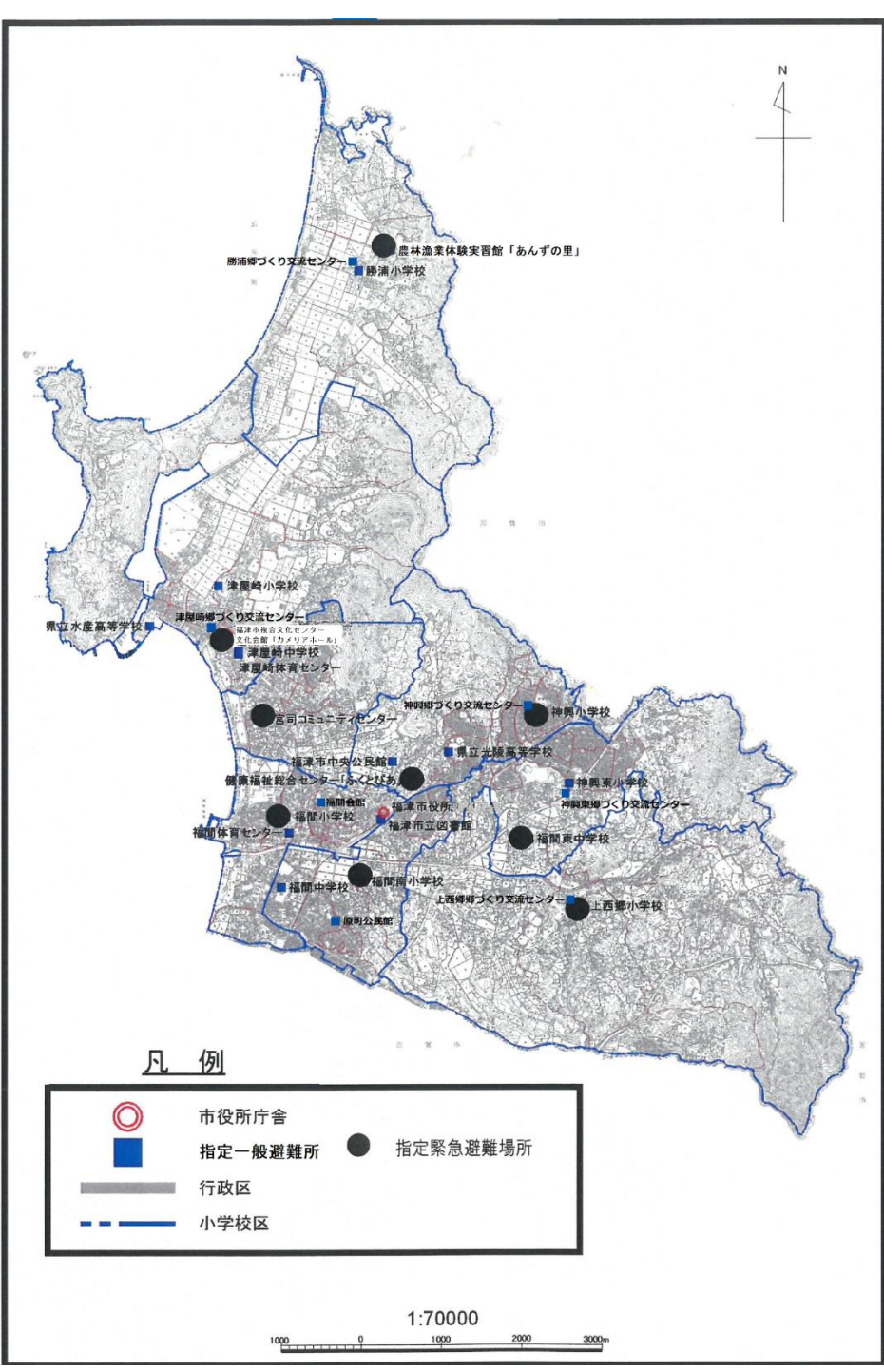
	神興東郷づくり交流センター	久末 236-1	131	43	43-1421
	原町公民館	福間南 3 丁目-17-1	228	76	42-0805
	福間会館	中央 5 丁目 3-7	239	79	42-0604
	※指定緊急避難場所は太字で明記（指定避難所を兼ねる） 注 1)避難所は避難者を収容する建物 注 2)学校は体育館を対象とする。 注 3)収容可能人員（人）=利用可能面積÷3 m²				
	上西郷郷づくり交流センター	内殿 591-15	153	43	72-5093
	神興東郷づくり交流センター	久末 236-1	131	37	43-1421
	原町公民館	福間南 3 丁目-17-1	228	65	42-0805
	福間会館	中央 5 丁目 3-7	239	68	42-0604
※指定緊急避難場所は●で明記（指定避難所を兼ねる） 注 1)避難所は避難者を収容する建物 注 2)学校は体育館を対象とする。 注 3)収容可能人員(人)=利用可能面積÷3.5 m²					

- 「指定緊急避難場所及びその他の指定避難所」を「指定一般避難所等」へ修正。
- 図内に「勝浦郷づくり交流センター」、「津屋崎郷づくり交流センター」、「神興郷づくり交流センター」、「上西郷郷づくり交流センター」、「神興東郷づくり交流センター」、「原町公民館」、「福間会館」を追加し、『福祉会館「潮湯の里夕陽館」』を削除。
- 凡例内「指定避難所」を「指定一般避難所」へ修正。

別図1 指定緊急避難場所及びその他の指定避難所位置図



別図1 指定一般避難所等位置図



○福岡土木協同組合の所有状況を修正。

別表 9 市内における自動車・重機等所有状況

令和6年4月現在

(車 種)	福 津 市	消 防 団 福 津 市	(福津市土木組合) 福岡土木協同組合	計
消防車		2 0	0	2 0
乗用車	4 4	3	1 0	5 7
バス (マイクロ)	2		0	2
トラック (4 t 以上)			9	9
トラック (小型・軽含む)	3		2 0	2 3
タイヤシャベル			0	0
パワーシャベル			1 9	1 9
ポクレン (タイヤユンボ)			0	0
ブルドーザー			0	0
ユニック			0	0
水中ポンプ			2 0	2 0
発電機			1 2	1 2
コンクリートカッター			6	6
コンプレッサー			0	0
覆工板			3 5	3 5
ランマー			9	9
プレート			1 1	1 1
振動ローラ			2	2

別表9 市内における自動車・重機等所有状況

令和7年4月現在

(車 種)	福 津 市	消 防 団 福 津 市	(福津市土木組合) 福岡土木協同組合	計
消防車		20	0	20
乗用車	44	3	<u>23</u>	57
バス(マイクロ)	2		0	2
トラック(4t以上)			<u>8</u>	9
トラック(小型・軽含む)	3		<u>21</u>	23
タイヤシャベル			<u>2</u>	0
パワーシャベル			<u>21</u>	19
ポクレン(タイヤユンボ)			0	0
ブルドーザー			0	0
ユニック			<u>1</u>	0
水中ポンプ			<u>25</u>	20
発電機			<u>15</u>	12
コンクリートカッター			<u>9</u>	6
コンプレッサー			<u>1</u>	0
覆工板			<u>54</u>	35
ランマー			<u>10</u>	9
プレート			<u>14</u>	11
振動ローラ			<u>3</u>	2

○福津市土木組合の役職及び機関を修正し、都市管理課長を都市計画課長へ修正。

別表 10 福津市水防会議メンバー

令和 6 年 4 月現在

役 職	機 関
市 長	福津市
副市長	福津市
教育長	福津市教育委員会
警備課長	福岡県警察宗像警察署
福津消防署長	宗像地区消防本部福津消防署
宗像支所長	福岡県北九州県土整備事務所宗像支所
福津市土木組合	福岡支部
福津市土木組合	津屋崎支部
< 総務部 >	
総務部長	福津市
< 都市整備部 >	
都市整備部長	〃
建設課長	〃
都市管理課長	〃
下水道課長	
消防団長	福津市消防団
副団長	〃
副団長	〃
副団長	〃
防災安全課長	福津市（事務局）
安心安全まちづくり係長	〃
安心安全まちづくり係(消防主任)	〃

別表10 福津市水防会議メンバー

令和7年4月現在

役 職	機 関
市 長	福津市
副市長	福津市
教育長	福津市教育委員会
警備課長	福岡県警察宗像警察署
福津消防署長	宗像地区消防本部福津消防署
宗像支所長	福岡県北九州県土整備事務所宗像支所
<u>福岡支部代表</u>	<u>福津市土木組合</u>
<u>津屋崎支部代表</u>	<u>福津市土木組合</u>
< 総務部 >	
総務部長	福津市
< 都市整備部 >	
都市整備部長	〃
建設課長	〃
都市計画課長	〃
下水道課長	
消防団長	福津市消防団
副団長	〃
副団長	〃
副団長	〃
防災安全課長	福津市（事務局）
安心安全まちづくり係長	〃
安心安全まちづくり係(消防主任)	〃

○人事異動に伴い配置表を修正。

別表 11 福津市消防団水防活動配置表

令和 6 年 4 月現在

本 部 福津市役所 42-1111(代表)	指揮者(班 長)	団 長	松岡 保徳
	(副班長)	副団長	水上 雅博
	(副班長)	副団長	石津 憲一
	(副班長)	副団長	中村 忠夫
		消防主任	品田 祐輔
		消防主任	西島 秀

地区	分団	階級	氏 名	担当区域
津屋崎	1	分団長	花田 利治	津屋崎、渡地区全域 津屋崎小学校、津屋崎中学校
	2	分団長	松尾 諭	宮司、在自地区全域
	3	分団長	花田 良平	梅津、塩浜、須多田、大石、生家地区全域
	4	分団長	花田 勇人	勝浦地区全域、勝浦小学校
福 間	5	分団長	古川 隆邦	西郷川(四角井堰～鉄橋両谷橋～合流点) 福間南小学校 四角、両谷、光陽台 1～3、日蔭野
	6	分団長	坂本 剛章	西郷川(鉄橋～旭橋～浜迄) 今川(今川竿線より下流)、福間小学校
	7	分団長	田上 浩司	苅目川全域、井尻川、福間中学校、 原町団地区域、船橋川、日蔭野
神 興	8	分団長	君嶋 義則	手光川(宮地道より上流) 冠、小竹区内の河川 神興小学校
	9	分団長	松尾 光浩	桜川(桜川 2 号橋より上流)、津丸、久末区内の河川 神興東小学校、福間東中学校 八並川(全域)、山の口川(合流点より上流)
上西郷	10	分団長	北嶋 晃一	西郷川(四角橋～本木畦町合流点)、 両谷川(両谷橋上流)、大内川(全域)、 上西郷小学校
	11	分団長	片岡 志朗	畦町川(乙尾橋～合流点)、畦町川(乙尾橋より上流) 本木川(金口橋～合流点)、本木川(金口橋より上流)
水上部	12	分団長	田畑 徳	福間海岸一帯
	13	分団長	西住 航太	津屋崎海岸一帯

別表11 福津市消防団水防活動配置表

令和7年4月現在

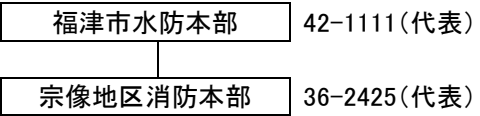
本 部 福津市役所 42-1111(代表)	指揮者(班 長)	団 長	水上 雅博
	(副班長)	副団長	石津 憲一
	(副班長)	副団長	中村 忠夫
	(副班長)	副団長	安武 則久
		消防主任	大藤 孝基

地区	分団	階級	氏 名	担当区域
津屋崎	1	分団長	永島 浩太郎	津屋崎、渡地区全域 津屋崎小学校、津屋崎中学校
	2	分団長	石田 司	宮司、在自地区全域
	3	分団長	野崎 陽介	梅津、塩浜、須多田、大石、生家地区全域
	4	分団長	花田 勇人	勝浦地区全域、勝浦小学校
福 間	5	分団長	竜口 裕一	西郷川(四角井堰～鉄橋両谷橋～合流点) 福間南小学校 四角、両谷、光陽台 1～3、日蔭野
	6	分団長	井上 進也	西郷川(鉄橋～旭橋～浜迄) 今川(今川竿線より下流)、福間小学校
	7	分団長	田上 浩司	苅目川全域、井尻川、福間中学校、 原町団地区域、船橋川、日蔭野
神 興	8	分団長	米倉 健史	手光川(宮地道より上流) 冠、小竹区内の河川 神興小学校
	9	分団長	小田 慶太郎	桜川(桜川 2 号橋より上流)、津丸、久末区内の河川 神興東小学校、福間東中学校 八並川(全域)、山の口川(合流点より上流)
上西郷	10	分団長	八波 与志雄	西郷川(四角橋～本木畦町合流点)、 両谷川(両谷橋上流)、大内川(全域)、 上西郷小学校
	11	分団長	深尾 利生	畦町川(乙尾橋～合流点)、畦町川(乙尾橋より上流) 本木川(金口橋～合流点)、本木川(金口橋より上流)
水上部	13	分団長	西住 航太	津屋崎海岸一帯

○「カドタ地区」自治会の廃止による削除および「東福岡 12 区」の新設による追加。

別表12 福津市水防通信系統図（自治会名簿）

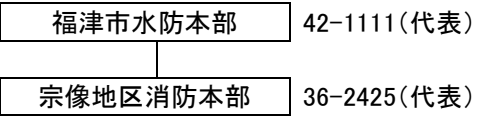
令和 6 年 4 月現在



NO.	郷づくり 地域	自治会名	NO.	郷づくり 地域	自治会名	NO.	郷づくり 地域	自治会名
1	勝 浦	奴山区	36	神興東	久末区	71	神 興	光陽台 6 区
2	勝 浦	桂区	37	神興東	八並区	72	福 間	花見 1 区
3	勝 浦	西東区	38	神興東	若木台 1 区	73	福 間	花見 2 区
4	勝 浦	勝浦浜区	39	神興東	若木台 2 区	74	福 間	花見 3 区
5	勝 浦	勝浦松原区	40	神興東	若木台 3 区	75	福 間	花見 4 区
6	勝 浦	塩浜区	41	神興東	若木台 4 区	76	福 間	南町区
7	津屋崎	在自区	42	神興東	若木台 5 区	77	福 間	緑町区
8	津屋崎	須多田区	43	神興東	若木台 6 区	78	福 間	本町区
9	津屋崎	大石区	44	神興東	桜川区	79	福 間	福岡松原区
10	津屋崎	生家区	45	神興東	あけぼの区	80	福 間	昭和区
11	津屋崎	梅津区	46	神興東	三角区	81	福 間	西福岡 1 区
12	津屋崎	末広区	47	上西郷	畦町区	82	福 間	西福岡 5 区
13	津屋崎	渡区	48	上西郷	本木区	83	福 間	古町区
14	津屋崎	東町 1 区	49	上西郷	舍利蔵区	84	福 間	大和 1 区
15	津屋崎	東町 2 区	50	上西郷	内殿区	85	福 間	大和 2 区
16	津屋崎	天神町区	51	上西郷	上西郷区	86	福岡南	四角区
17	津屋崎	新成区	52	上西郷	上西郷自治区	87	福岡南	両谷区
18	津屋崎	岡の 2 区	53	上西郷	カドタ地区	88	福岡南	原町 1 区
19	津屋崎	岡の 3 区	54	神 興	手光区	89	福岡南	原町 2 区
20	津屋崎	新町区	55	神 興	冠区	90	福岡南	原町 3 区
21	津屋崎	北の 1 区	56	神 興	小竹区	91	福岡南	有弥の里 1 区
22	津屋崎	北の 2 区	57	神 興	東福岡 1 区	92	福岡南	有弥の里 2 区
23	津屋崎	五反田区	58	神 興	東福岡 2 区	93	福岡南	光陽台 1 区
24	津屋崎	新東区	59	神 興	東福岡 3 区	94	福岡南	光陽台 2 区
25	津屋崎	堅川区	60	神 興	東福岡 4 区	95	福岡南	光陽台 3 区
26	宮 司	善福区	61	神 興	東福岡 5 区	96	福岡南	光陽台南区
27	宮 司	的岡区	62	神 興	東福岡 6 区	97	福岡南	日蔭野 1 区

別表12 福津市水防通信系統図（自治会名簿）

令和 7 年 4 月現在



NO.	郷づくり 地域	自治会名	NO.	郷づくり 地域	自治会名	NO.	郷づくり 地域	自治会名
1	勝 浦	奴山区	36	神興東	久末区	71	神 興	光陽台 6 区
2	勝 浦	桂区	37	神興東	八並区	72	福 間	花見 1 区
3	勝 浦	西東区	38	神興東	若木台 1 区	73	福 間	花見 2 区
4	勝 浦	勝浦浜区	39	神興東	若木台 2 区	74	福 間	花見 3 区
5	勝 浦	勝浦松原区	40	神興東	若木台 3 区	75	福 間	花見 4 区
6	勝 浦	塩浜区	41	神興東	若木台 4 区	76	福 間	南町区
7	津屋崎	在自区	42	神興東	若木台 5 区	77	福 間	緑町区
8	津屋崎	須多田区	43	神興東	若木台 6 区	78	福 間	本町区
9	津屋崎	大石区	44	神興東	桜川区	79	福 間	福岡松原区
10	津屋崎	生家区	45	神興東	あけぼの区	80	福 間	昭和区
11	津屋崎	梅津区	46	神興東	三角区	81	福 間	西福岡 1 区
12	津屋崎	末広区	47	上西郷	畦町区	82	福 間	西福岡 5 区
13	津屋崎	渡区	48	上西郷	本木区	83	福 間	古町区
14	津屋崎	東町 1 区	49	上西郷	舍利蔵区	84	福 間	大和 1 区
15	津屋崎	東町 2 区	50	上西郷	内殿区	85	福 間	大和 2 区
16	津屋崎	天神町区	51	上西郷	上西郷区	86	福岡南	四角区
17	津屋崎	新成区	52	上西郷	上西郷自治区	87	福岡南	両谷区
18	津屋崎	岡の 2 区	53	神 興	手光区	88	福岡南	原町 1 区
19	津屋崎	岡の 3 区	54	神 興	冠区	89	福岡南	原町 2 区
20	津屋崎	新町区	55	神 興	小竹区	90	福岡南	原町 3 区
21	津屋崎	北の 1 区	56	神 興	東福岡 1 区	91	福岡南	有弥の里 1 区
22	津屋崎	北の 2 区	57	神 興	東福岡 2 区	92	福岡南	有弥の里 2 区
23	津屋崎	五反田区	58	神 興	東福岡 3 区	93	福岡南	光陽台 1 区
24	津屋崎	新東区	59	神 興	東福岡 4 区	94	福岡南	光陽台 2 区
25	津屋崎	堅川区	60	神 興	東福岡 5 区	95	福岡南	光陽台 3 区
26	宮 司	善福区	61	神 興	東福岡 6 区	96	福岡南	光陽台南区
27	宮 司	的岡区	62	神 興	東福岡 7 区	97	福岡南	日蔭野 1 区

9
34
40～44

28	宮 司	宮司1区	63	神 興	東福間7区	98	福間南	日蒔野2区
29	宮 司	宮司2区	64	神 興	東福間8区	99	福間南	日蒔野3区
30	宮 司	宮司3区	65	神 興	東福間9区	100	福間南	日蒔野4区
31	宮 司	宮司西区	66	神 興	東福間10区	101	福間南	日蒔野5区
32	宮 司	星ヶ丘区	67	神 興	東福間11区	102	福間南	日蒔野6区
33	宮 司	宮司ヶ丘区	68	神 興	高平区			
34	神興東	通り堂区	69	神 興	光陽台4区			
35	神興東	津丸区	70	神 興	光陽台5区			

○各表の表記を「令和6年」から「令和7年」へ修正。

28	宮 司	宮司1区	63	神 興	東福間8区	98	福間南	日蒔野2区
29	宮 司	宮司2区	64	神 興	東福間9区	99	福間南	日蒔野3区
30	宮 司	宮司3区	65	神 興	東福間10区	100	福間南	日蒔野4区
31	宮 司	宮司西区	66	神 興	東福間11区	101	福間南	日蒔野5区
32	宮 司	星ヶ丘区	67	神 興	東福間12区	102	福間南	日蒔野6区
33	宮 司	宮司ヶ丘区	68	神 興	高平区			
34	神興東	通り堂区	69	神 興	光陽台4区			
35	神興東	津丸区	70	神 興	光陽台5区			